

お子さんの健やかな育ちのために

～離婚前に考えておきたいこと・・・養育費と親子交流～

父母の離婚後のこどもの養育についての法律が見直され、親の責務や親権、養育費、親子交流などの様々なルールが新しくなりました。（２０２６年４月１日に施行）
子どもたちが離婚後も安心して暮らし、健やかに成長していけるよう離婚の際にお父さんお母さんとしてできることを考えておきましょう。

○養育費

金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めます。複数の子がいる場合はそれぞれについて決め、定額の養育費とは別に入学金や医療費などの臨時的な費用負担についても決めておくといでしょう。

養育費の額については父母で話し合って決めますが、家庭裁判所などが策定した「養育費算定表」が参考になります。できれば公正証書にすることが望ましく、折り合いがつかない場合は家庭裁判所で調停を申し立てることもできます。

○親子交流

両親が離婚して他人になっても親子の関係は変わりません。子どもの福祉を害しない限り、親子交流がひとり親家庭の子どもの健康な発達を促します。子どもは、表面上はともかく、心の底では両方の親から愛されたいと願っているからです。養育費が経済的支援だとすれば、親子交流は精神的支援であり、いずれも親と子の絆を強めるものです。親子交流が円滑に行われるよう双方が納得できる内容について、交流の頻度と方法・場所・連絡方法などを具体的に決めておきましょう。

“子どものために…”

「子どもの養育に関する合意書(父母がお互いの約束事を証明する文書)」を作成しておくことをお勧めします。

相談窓口のご案内

- ・ひとり親家庭相談【離婚前相談】

碧南市役所 こども課 Tel0566-95-9852

- ・法律相談(要予約) 碧南市役所 市民課 Tel0566-95-9880

- ・養育費相談支援センター Tel03-3980-4108 Tel0120-965-419